

消費生活レポート

今回の話題 その警告画面は偽物！
サポート詐欺にご注意！

相談事例 パソコン使用中に突然「ウイルスに感染した。サポートに電話するように」と表示されたので、記載されていた番号に電話をしてしまった。すると「ウイルス対策をするので電子マネー25万円分を購入し、番号を入力するように」と指示されたので、コンビニで電子マネーを購入して番号を入力した。しかし「入力間違いで無効になったので、再度電子マネーを購入するように」と言われたため、不審に思って消費生活センターに相談した。今後どうしたらいいか。

アドバイス

- ・インターネット利用中に、突然警告画面や警告音が出たら、慌てずにはまずは偽物ではないかと疑いましょう。
表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。
自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- ・指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約等の支払いのためにと、プリペイド型電子マネー等の購入を求められても応じてはいけません。
- ・契約や解約について困ったときは消費生活センターにご相談ください。
- ・警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談ください。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 情報セキュリティ安心相談窓口

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

電話：03-5978-7509 メールアドレス：anshin@ipa.go.jp

*この記事は、国民生活センターが発行した見守り新鮮情報第473号を参考に作成しました。



よこすか MOVIE「悪質
商法から身を守るには」
をぜひご覧ください。

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 046-821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです